

1. 議事日程

(予算決算常任委員会)

令和4年12月20日
午前10時45分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案第89号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算 (第9号)

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(15名)

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	武 岡 隆 文	委員	新 田 和 明
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	山 本 優 夫
委員	熊 高 昌 三	委員	宍 戸 邦 夫
委員	秋 田 雅 朝	委員	金 行 哲 昭
委員	児 玉 史 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (25名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	行 森 俊 莊	企 画 部 長	猪 掛 公 詩
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	消 防 長	近 藤 修 二
教 育 次 長	宮 本 智 雄	危 機 管 理 課 長	國 岡 浩 祐
総 務 課 長	新 谷 洋 子	財 産 管 理 課 長	高 藤 誠
財 政 課 長	沖 田 伸 二	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生
消 防 総 務 課 長	吉 川 真 治	警 防 課 長	下 津 江 健

【速報版】

生涯学習課長	児玉 晃	商工観光課課長補佐	小野 光基
危機管理課防災・生活安全係長	塚本 真樹	総務課行政係長	下瀬 秋穂
財産管理課電算管理係長	大下 幹成	財産課財政係長	小野 哲司
生涯学習課社会教育係長	山本 裕子	給食センター副所長	浮田 健治
教育総務課総務係長	津賀山 泰佑		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	毛利 幹夫	事務局 次長	久城 祐二
総務 係長	藤井 伸樹	主 査	日野 貴恵

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 開会

- 石飛委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は15名です。  
定足数に達しておりますので、これより第3回予算決算常任委員会を開会します。  
本日の日程は、本日の定例会において、本委員会に付託されました、議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を議題といたします。  
まず、審査の方法についてお諮りします。  
審査の方法は、お手元に配付しました審査予定表及び「12月補正予算（第9号）所管別事業名一覧表」を用いて、部局ごとに審査し、担当部長の要点説明の後、質疑を行います。  
これに異議ありませんか。  
〔異議なし〕  
異議なしと認め、さよう決定しました。  
審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 それでは、補正予算の審査をよろしくお願いします。
- 石飛委員長 これより議案の審査に入ります。  
議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を議題とします。  
初めに、補正予算全体の歳入の概要について説明を求めます。  
猪掛企画部長。
- 猪掛企画部長 それでは、要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,693万1,000円を追加し、予算の総額を213億4,901万2,000円とするものです。  
主な内容としましては、説明資料のほうの1ページをお開きください。  
(1) として通常分としておりますが、郡山城跡登山道の修繕工事費の追加分を計上しております。  
(2) は、新型コロナウイルス感染症関連は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、電気料金高騰対策事業者支援事業の補助金などを計上しております。  
補正予算書に移りまして、10ページ、11ページをお開きください。  
歳入ですが、15款の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,701万9,000円、学校保健特別対策事業費補助金50万8,000円、16款の県支出金は、原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金2,095万6,000円をそれぞれ計上しています。  
19款の繰入金は、財政調整基金繰入金が1,844万8,000円の増額です。  
4ページにお戻りください。

繰越明許費について、文化財保護事業費を追加するものです。

なお、12ページからの歳出につきましては、それぞれ担当部局より説明をいたします。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、概要の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いします。

まず、危機管理監に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 それでは、要点の説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお開きください。

説明欄の下から2段目、災害対策に要する経費のうち、災害対策費1,428万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に関する資機材の購入によるものでございます。主なものにつきましては、消耗品費として、次亜塩素酸ナトリウムなどを購入する経費の増額となります。

続いて備品購入費ですが、車中避難等を円滑に行うための投光器や発電機、蓄電器などを購入する経費の増額によるものでございます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○石飛委員長 以上で、概要の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって危機管理監に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、総務部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 よろしく願いいたします。

それでは、要点の説明をいたします。

13ページをお開きください。

説明欄の上段、総務一般管理費367万円の増額の主なものは、郵便事務を効率化するための郵便料金計器の導入に伴う備品購入費です。

その下、電算システム事業費3,890万7,000円の減額は、庁内無線LAN環境構築事業委託料及びノート型パソコンの導入に係る備品購入費の執行見込みによるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 総務一般管理費の備品購入費の郵便料金の計器とおっしゃいましたが、ちょっとその内容が詳しく分からないので、もう少し詳しく説明していただいてもよろしいですか。

○石飛委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 郵便物を器械に通すだけで形状とか重量を判断し、料金のほうを封筒に印字するという機械になります。

○石飛委員長 ほかに。

南澤委員。

○南澤委員 この計器を導入することによって、どのような業務改善というかですね、効果が見込めるのでしょうか。

○石飛委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 今まで手作業で郵便物を判別をして、料金のほうを設定をしておりました。また、各部局で郵便を出したものの整理等の集約も手でやっておりましたので、この器械を導入することによって機械化されて、職員の効率化が図れると考えております。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 これにより人件費というか、どれくらいの人件費削減が見込まれていますでしょうか。

○石飛委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 人件費としての積算はしておりませんが、約1時間半ぐらい、この郵便の業務に携わっておりましたので、その分、機械化することによって、30分程度で済むかと思っております。1時間の時間の削減ができるかと考えております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって総務部に係る質疑を終了します。ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、消防本部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。近藤消防長。

○近藤消防長 それでは、消防本部に係る補正予算について、要点を説明します。

13ページをお開きください。下から2段目でございます。

消防総務管理費16万1,000円の増額は、感染防止用ゴーグルの購入、消防活動管理費49万3,000円の増額は、感染防止用救急消耗品及び飛沫

拡散防止対策カバーを購入するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって消防本部に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、産業部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 産業部の要点説明をいたします。

補正予算書13ページをお開きください。

説明欄上段下、外郭団体等運営指導事業費につきましては、指定管理者電気代高騰対策支援事業費に要する経費の財源1,662万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から一般財源に組み替えるものです。

中段の商工業振興事業費7,160万8,000円の増額の内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、原油価格高騰緊急対策事業補助金の終了に伴う2,740万円の減額及び、この交付金並びに県費補助金を活用した電気料金高騰対策事業者支援事業補助金の創設による9,900万8,000円の増額によるものです。

その下、商工業振興施設管理運営費につきましては、指定管理者電気代高騰支援事業費に要する経費の財源52万8,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から一般財源に組み替えるものです。

なお、電気料金高騰対策事業者支援事業補助金の算出根拠につきましては、説明資料最終ページ、こちらに記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 電気料金高騰対策事業者支援事業補助金は、その差が4万8,000円以上の事業者というふうに対象者を書いておりますが、どんな人がどのくらい見込まれるのか、積算の中で考えられと思いますので、よろしくお願ひします。

○石飛委員長 松田課長。

- 松田商工観光課長 説明資料3ページをお開きいただければと思います。  
少し説明のほうをさせていただければと思います。  
新たな取組として、電気料金高騰対策支援事業として電気料金の高騰の影響を受ける市内全ての事業者、この中には農業、林業、漁業等を含む中小企業及び個人事業者を対象としております。事業者の負担軽減を図ることを目的に、9,900万8,000円を増額するものでございます。予算の内訳は、最大400者を見込み、支援額9,650万円、また、振込手数料等の事務経費を計上させていただいておるところでございます。  
事業概要といたしましては、給付対象者は、令和4年1月～12月までの12か月間の電気料金を令和3年度と対比し、その差額が4万8,000円以上の事業者を対象とします。  
給付額は、令和4年1月～12月の12か月間に支払った電気料金と令和3年の同期間に支払った電気料金の差額に対して3分の1を乗じた金額を、下の表に掲げる額を上限として支給することとしております。  
今後のスケジュールといたしましては、準備が整い次第、事業周知を開始していきたいと。お太助フォン、事業者向けの事業案内の送付でありますとか、関連機関誌JAのほくほく通信など、1か月間の周知期間を設け、令和5年2月1日から受付開始としております。  
以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山本数博委員。
- 山本(数)委員 今、るる給付対象者、給付額の基準、説明を受けたんですけど、相当細かにあるんですが、これの啓発はどのようにお考えですか。
- 石飛委員長 松田課長。  
○松田商工観光課長 啓発でございましょうか。  
○山本(数)委員 はい。  
○松田商工観光課長 啓発につきましては先ほどもお話をさせていただきましたが、事業者向けへの事業案内、直接送付でありますとか関連機関誌、いわゆるJAのほくほく通信、当然お太助フォン、ホームページ、そういったところでですね、1か月間の周知期間をしっかりと取らせていただきまして、令和5年2月1日から受付を進めていきたいというふうに考えております。  
以上でございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 電気料金対策事業者支援というのは、対象はもちろん事業者ということなので、いわゆる事業経費分の上がったものの対策だとは思いますが、すけれども、例えばですね、家で家庭用のものと、いわゆる納屋、小屋で使う電気料金、一応料金としては一緒なだけけれども、会計処理の上で、家庭用と事業用で案分しているというパターンも多々あると思うんです。  
そういった場合、請求自体はもう一緒くたで来るので、じゃあ事業用

の、例えば半分ずつとすると、全体としては、この差額が4万8,000円以上あるんだけど、案分した場合の事業経費分だけ考えたら、この4万8,000円を超えないというパターンもあると思うんです。

そういった場合の計算方法というのは、もう家庭用と事業用が一緒の請求というか、会計をされていて、会計上で分けてるという場合は、どのように4万8,000円というのを見分けるんでしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 今、御質問がありましたことをございます、もし仮に分けられておられるのであればですね。分けたところで申請をいただくと。そこが分けたことによって4万8,000円に届かなかったということであればですね、対象外になろうかと思えます。

以上です。

○石飛委員長 小野課長補佐。

○小野商工観光課長補佐 ちょっと1点、補足させていただきます。

案分の仕方につきましては一応、基本的にはですね。確定申告のほうで事業経費を出された内容を見させていただいて、その差異というところを比較させていただいています。それが基本的な軸になっております。したがって、経費を既に確定申告書で案分されてらっしゃるケースもございますので、こちらのほうを計算の算定の基準とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 確定申告書でということで、ただ、今後のスケジュールが、受付終了が令和5年2月28日ということで、確定申告がまだ終わってない方もおられるんじゃないかと思うんですけど、その場合はどのようにされるんでしょうか。

○石飛委員長 小野課長補佐。

○小野商工観光課長補佐 事業の初めが2月に入ってからという形になりますので、その際ですね、確定申告の中身も同時に多分、見させていただきます。そして、あと確定申告のところで、また積算の会計帳簿のほうを同時に見させていただきながら、その都度、判断をするというケースもあろうかと思えます。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほどの説明の中で、原油価格高騰緊急経済対策事業補助金が終了したというふうにおっしゃったと思うんですが、それによって2,740万円減額ということですが、これについて、もう少し詳細についてお伺いしたいと思います。

○石飛委員長 松田課長。



○松田商工観光課長 原油価格高騰緊急経済対策事業補助金について、少し整理をさせていただきますと、コロナ禍における原油価格の高騰の影響を受ける事業者を対象として、令和4年1月1日～6月30日までの期間において、事業に使用した燃料代に対し、令和3年と比較し価格高騰分の10%を助成する事業でした。

結果としては、全事業者を対象とし実施したため、支給額が予算の許す範囲内で設定しておりまして、価格高騰分の10%としたため、燃料を多く利用しない事業者にとってはメリットを感じられない事業になったかと思われまます。

しかし、一方、燃料を恒常的に活用されている事業者、特に運輸、介護施設などの事業者は、おおむね申請をさせていただいていることから、事業効果はあったものと考えています。

全体の申請件数は128者、実績の見込みといたしまして1,499万1,000円となっております。

以上です。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 内容については分かりましたが、メリット感のない皆さんもいらっしやったということですが、これはどのくらいを、メリット感がない事業者というか、あったというふうに把握されておりますか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 事務を委託しておりました商工会のほうに問合せのほうを、何社か、あったということを聞いておりますが、なかなか事務が煩雑、手間だということもございまして、そのぐらいなら申請をしないというようなこと、そういったところ商工会と、また企業のほうのヒアリング等をする中で、実際にそういう声はあったということでございます。何社かというところにつきましては、把握できておりません。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって産業部に係る質疑を終了します。ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、要点の説明をいたします。

13ページをお開きください。

説明欄下段、教育総務管理費は、修学旅行のキャンセルに伴う補助金の追加です。

続きまして、15ページをお開きください。

上段の小学校管理費及び中学校管理費は、各学校で感染症対策に使用する消耗品の購入費の追加です。

続きまして、図書館管理運営事業費は、図書購入費とそれに伴う図書マーク作成費の追加です。

文化財保護事業費は、郡山城跡登山道修繕工事の工法等の変更が国から認められ、早期に事業着手するための工事費の追加です。

体育施設維持管理費は、温水プールの感染症対策に使用する空気清浄機等の購入費の追加です。

給食センター運営事業費は、感染症対策により休校になった学校給食費の返還に伴う補助金の追加です。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 15ページの給食センター運営事業費の給食費の返還補助金というのは、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○石飛委員長 浮田副所長。

○浮田給食センター副所長 これにつきましては、コロナの関係で陽性者、もしくは濃厚接触者となり休むことになった保護者の給食費の補填に充てるというところでございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 15ページの体育施設の維持管理費の空気清浄機と言われたと思うんですが、これ今、何台あって、これ増やされているのか、そこは、ちょっと台数の関係を説明していただけますか。

○石飛委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 このたび購入するのは温水プールが対象でありまして、温水プールに今現在、空気清浄機はございません。

○石飛委員長 児玉委員。

○児玉委員 今までなかったということですが、これは対策ということで、温水プールは安芸高田市には1台ということで見ていると思うんですが、空気清浄機ですね、1台ということになると、1台で効果があるのかどうかということにもなるかと思うんですが、その辺の判断ってされているんでしょうか。

○石飛委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 空気清浄機は1台ではなくて、3台の購入予定をしております。場所は、男女更衣室がそれぞれ1台とトレーニングルームが1台の3台です。

- 石飛委員長　ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員　教育委員会に限らずですけれども、消耗品の消毒薬ですよ、いわゆる。それが追加、追加で出てきておるんですが、見通しとして一度に、ある程度購入するという形ではないんですか。その辺の見通しをどのように見て、消毒薬等を買っておられるのか、確認したいと思います。
- 石飛委員長　津賀山係長。
- 津賀山<sup>教育総務課総務係長</sup>　感染症対策に係る衛生用品、これにつきましては当初予算でも計上しております。1年間通して費用のほうを使って、衛生用品を購入しております。今回につきましても在庫等を勘案して、足りない部分を今回の補正予算で要求するというものでございます。  
以上です。
- 石飛委員長　熊高委員。
- 熊高委員　これで年度末まで対応できるという見通しということですかね。この割合としたり、どのくらい追加したんですか、当初予算で買った消毒薬に対して。
- 石飛委員長　津賀山係長。
- 津賀山<sup>教育総務課総務係長</sup>　例えばですね、吉田小学校でいいますと、今回、除菌アルコール5リットルを15本ですね、購入するように計画をしております。同様に、各学校において必要である衛生用品を、今回の補正予算で購入するように計画をしております。  
以上です。
- 熊高委員　補正予算に対して何割あったか、当初に対して。
- 石飛委員長　津賀山係長。
- 津賀山<sup>教育総務課総務係長</sup>　失礼いたしました。小学校の関係の消耗品費でいいますと、当初予算で消耗品購入63万5,000円を予算化しております。それに加えて今回、小学校でいいますと、62万8,000円の追加補正ということになります。  
以上でございます。
- 石飛委員長　熊高委員。
- 熊高委員　だから、追加がかなり大きいですよ。だから、見通しはどのようにされておったのか。我々も当初予算を審議はしたんですけれども、今後もそういう形で、増えていくという形になるんですか。当初予算の見通しというのは甘かったということになるんですか、お伺いしたいと思います。
- 石飛委員長　石丸市長。
- 石丸市長　まず、当初予算の組み方なんですけれども、そもそもそれがですね、一年間分の消費量を購入していません。ここ二、三年続いている状況なんですけれども、その間、常に一定の在庫量を各現場で持つようになっています。そこから不足した分、要は使った分を補充しているというのが当初予算であり、その減り方が多いところについては補正予算で対応しているという状況です。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、教育委員会事務局に係る質疑を終了し、全ての審査を終了します。  
ここで、執行部退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。  
これより、議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

- 石飛委員長 討論なしと認めます。  
これより、採決を行います。  
議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を、起立により採決します。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 石飛委員長 起立多数であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は、全て終了しました。  
なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら、発言願います。

〔発言なし〕

- 石飛委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 石飛委員長 異議なしと認め、さよう決しました。  
以上をもって、第3回予算決算常任委員会を閉会します。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時28分 閉会